

経営会議の内容

件 名	行政不服審査法の施行に伴う行政不服審査体制及び関係条例の整備について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成27年 8月25日（火） 13:35 ～ 14:20 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、総務課長
提 出 理 由	行政不服審査体制及び関係条例の整備にあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 - 自治体によっては審理員が弁護士となっているところがあるが、本市は職員が対応する体制となるのか。 （所管部）県内では政令市はいずれも弁護士を審理員としているが、その他の自治体については様々体制となっている。 - 審理員は合議体制なのか。単独なのか。 （所管部）審理員は単独となる。マネジメント業務も求められるので課長級職員について、審理員名簿を年度内に作成する。 - 審理員は採決の元となる（案）を作成し、裁決課が裁決書を作り裁決することになるのか。審理員が下した裁決の妥当性について、独立した第三者が否とした場合はどうなるのか。 （所管部）法では処分課・裁決課・審理員を分けることが望ましいとしているが、国は各自治体の状況に応じて対応しようとしている。裁決書については、審理員のところで作りこんでいく。裁決の内容が好ましくない場合、どのような内容に修正するのか、審査会の機能として示さなければならなくなる。実際には、そのような事態にならないよう、効率的な運営体制で行えるよう、調整していく。法の規定はあるが、各自治体の実情に合わせてとされているので、そのように進めていきたいと考えている。 - 市民意見公募と横浜地方裁判所との協議がこの時期に実施することでよいのか。 （所管部）横浜地方裁判所との協議は進めつつ、市民意見公募手続きでの意見については検討を行い、意見があれば、協議継続途中で改めて修正を行っていく。 - 議会事務局の審理員はどのように整理をしているのか。 （所管部）議会事務局（市議会）は対象外となっている。 - 各部の総務課が裁決課となっているが、処分の際に総務課が合議となっていることが多い。その点についてはどうか。 （所管部）今後詰めていかなければならない点となっている。今後検討を進めていく。 - 処分も裁決も部長決裁となると、同じ部長が決裁することになるのではないのか。 （所管部）異議申し立ての決裁検者は市長となっている。ただし、部長にも決裁印を押してもらうことになるので、今後、検討を進めていく。 - 今回の法律改正で重要なのは付属機関を設けなければならないということでは。第三者がチェックをすることで、審議に対する説明責任が果たせると思う。 （処分課）今回の改正に関する総務担当課長会議では、裁決課と処分課を分けることに重点が置かれていた。今回の改正のポイントとしては、審理員を配置することとして、進めている。

	・もともと今回の体制変更は、制度の使いやすさ向上のためということだと思うが、実際に中身を見たら、難しい制度と感じた。今後、情報公開制度への影響等により、異議申し立てが増えることは想定されるのか。 （所管部）体制変更による件数の増加は想定していない。職員の対応も、現在もこれからも変わらず真摯な対応を行っていく。また、結果の公表は努力義務となるので、具体的な検討の段階で、示していきたいと考えている。
会議結果	案のとおり、進めていく。